

# 仕 様 書

本仕様書は、松山港外港地区コンテナターミナルのトランスファークレーン3基（以下、「対象物品」という。）の売払いの内容について示したものである。

## 1 業務概要

- (1)件 名 トランスファークレーン3基の売払い
- (2)対象物品 トランスファークレーン3基及び予備品
- (3)引渡場所 松山港外港地区コンテナターミナル内（愛媛県松山市大可賀3丁目525番地14地先）

## 2 引き渡し予定日

令和8年8月3日（月）～令和8年8月21日（金）  
詳細については、契約後に発注者と協議すること。

## 3 現地説明会について

### (1)現地説明会への申し込み

- ・本入札に参加を希望する者は、当説明会への参加を必須とする。
- ・当説明会に参加を希望する者は、「現地説明会参加申込書」を入札説明書に示すとおり提出すること。
- ・当説明会に参加できる人数は、各業者3名までとする。

### (2)場所及び日時

場所：松山港外港地区コンテナターミナル  
日時：令和8年6月29日（月）～令和8年7月22日（水）  
個別で実施予定であり、日時については発注者から別途通知する。

### (3)現地説明会の内容

- ・対象物品の確認
- ・作業場所等の確認

## 4 関係官公署への諸手続き等

- (1)必要な関係官公署への諸手続きは、買取人の責任により遅滞なく行うこと。
- (2)関係官公署への諸手続き等に係る関係書類は、成果物として編纂し、知事に写しを提出すること。
- (3)知事が関係機関に届出が必要な場合は、必要な情報を提供すること。
- (4)対象物品を廃棄処分する場合は、廃棄が完了した後にマニフェストを提出すること。

## 5 入札額の算出方法について

- (1)業務内容を踏まえ、必要な一切の費用（撤去・運搬・処分費等）を見積額に含めること。

## 6 その他

- (1)契約金は、入札説明書で定める期限までに納入し、契約後に作業日程等について協議をすること。
- (2)引き渡し場所は、松山港外港地区コンテナターミナル（対象物品の設置場所）とし、引き渡しに係る一切の費用（解体撤去・集積・搬出・引取（買取）・運搬・処分作業等（以下、「搬出作業等」という。）は買取人が負担するものとする。
- (3)搬出作業等にあたっては、発注者と作業日程及び搬出ルート協議を行い、発注者が別に指示する日時までに「搬出作業等計画書」（様式自由）を提出すること。また、事故防止及び道

路の混雑、騒音の発生等に留意すること。

なお、搬出作業は、令和8年12月25日（金）までに完了させることとし、売払物品の全ての搬出を終えること。

- (4) 搬出作業等の際は、養生保護を実施し、建物及び設備に破損等を生じさせないこと。万が一、建物及び設備に破損が認められた場合は、買取人の責任で修繕し、原状回復すること。
- (5) 買取人は、搬出作業等の現地責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに知事及び発注者に報告すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、損害が発生した場合は、買取人の責任でそれを弁償するものとする。
- (7) 対象物品は現状有姿での引き渡しとし、引き渡し後の故障、瑕疵、及び搬出作業等について一切の責任を負わない。
- (8) 買取人は、収集・運搬中間処理及び最終処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正に処理すること。
- (9) 買取人は、買い取った機器の販売等を行う際は、必要な処理を行い、販売等に係る責任は買取人が負うものとする。
- (10) コンテナターミナル内での作業は、必ず発注者の指示に従うこと。なお、物品の引き渡し完了後、搬出作業等のために、引き続き施設の一部を占有する場合には、あらかじめ発注者の許可を受けること。
- (11) 本仕様書に明示していない事項でも、業務遂行上または技術上当然必要と認められる事項については、知事又は発注者に協議のうえ、買取人の責任において行うこと。

別紙

売払対象物品

1 トランスファークレーンの概要

種類及び型式	クラブトロリ式橋形クレーン
製造者	住友重機械工業株式会社 新居浜製造所
製造年月日	平成14年2月28日
定格荷重	30.5 t
吊り上げ荷重	41.5 t
スパン	23.47m
クレーンガーダの長さ	24.2m
揚程	走行路面上 15.30m
クレーンガーダの高さ	走行路面上よりガーダ下面まで 17.3m

2 予備品

別添一覧表のとおり

3 物品の状態

- (1) 廃止年月日 TC1：令和6年3月4日  
TC2：平成8年2月12日（使用終了は令和7年9月1日）  
TC3：平成6年3月4日

(2) 廃止（稼働終了）後、コンテナターミナル内にて仮置保管

3 その他

(1) 稼働不能のため、解体撤去のために機器の操作等を要する場合には、買受人の負担と責任において、メーカー等に調整・確認のうえ作業等を行うこと。

(2) 有価財（スクラップ）量（概算） 351t

※詳細は現地で必ず確認すること（完成図の閲覧対応可）